

ひょうごTECHイノベーションプロジェクト運営業務 委託仕様書

1 委託業務名

ひょうごTECHイノベーションプロジェクト運営業務

2 業務目的

県内の社会課題について、自治体がテーマ課題を提示する単一枠と複合枠、スタートアップ等が実証を提案するスタートアップ提案枠の枠組みを設け、県内外のスタートアップ等が有する革新的な技術を活用し、その解決を図ることを目的とする。

課題解決に導くため、単一枠と複合枠は、実証に係る経費の一部に対し、補助金支援（事業費外）と伴走支援を行うが、スタートアップ提案枠は、伴走支援のみとする。

実証で得られた成果（過去の実証成果含む）は、同様の社会課題を有する県内外自治体や民間事業者等に横展開支援を行う。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業費

21,921,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

兵庫県（以下「委託者」という。）から本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、事業を実施すること。

(1) 運営体制

- ・受託者は、委託者、社会課題や地域課題等を提案する者（以下「課題提案者」という。）及び課題に対し、実装可能なレベルの技術・製品による解決策を提案する事業者（以下「課題解決策提案事業者」という。）の窓口となる責任者（以下「責任者」という。）を置くこと。
- ・受託者は、自社の技術やアイデアに基づき、県内の社会課題や地域課題等を解決する実証を提案する者（以下「実証提案事業者」という。）及び提案に対し、実証の協力を受け入れる者（以下「実証協力市町等」という。）の窓口となる責任者（以下「責任者」という。）を置くこと。
- ・責任者は、優れたビジネスプランを有する県内外の起業家や事業者の情報、最新の技術動向について、十分に把握している者とする。
- ・受託者は、複数の事業者等により構成される共同体の場合は、代表事業者が申請すること。なお、複数事業者の役割分担が明確にした資料を示すこと。

(2) 全体スケジュール（下記日程を目安に実施すること）

4月～6月	実証実験を行う課題候補の選定、実証提案事業者の募集
7月～8月	課題解決策提案事業者の公募・選定、実証協力市町等の公募・選定
9月～2月	実証実験の実施
3月	実施結果の報告

(3) 事業内容

ア 市町等の課題を選定し、スタートアップ等が解決（単一枠、複合枠）

（ア） 課題選定

- ① 委託者が、募集した課題のなかから、課題の適合性（ひょうごTECHで解決できる課題か）、新規性（既に解決策が存在していない革新的な技術を要する課題か）、共通性（他地域でも解決策が共有可能な課題か）の観点から課題を選定する。なお、単一枠として7課題程度、複合枠として2テーマ6課題程度を選定することとし、実証に適した課題応募が少ない場合には、課題提案者となりうる者へ応募の支援を行うこと。（単一枠とは、1課題に1の課題解決策提案事業者をマッチングする枠組みとし、複合枠は、1テーマに2以上の課題を設定し、それぞれの課題に1の課題解決策提案事業者をマッチングする枠組みとして定義する）。
- ② 選定に当たり、必要に応じて受託者は課題提案者へヒアリングを実施すること。ヒアリングには委託者が同席する場合がある。

（イ） 実証提案事業者の募集

- ① 受託者は、自社の技術やアイデアに基づき、県内の自治体と連携して、社会課題解決に向けた実証を希望するスタートアップ等の実証提案事業者を募集すること。なお、1課題あたり3社以上の実証提案事業者の募集に努めること。募集に関する詳細な仕様は、委託者と協議のうえ、定めること。
- ② 実証提案事業者は、兵庫県内に拠点（本店、支店のほか、登記されていない営業所や出張所、サテライトオフィス、コワーキングスペース契約等を含む。但し、バーチャルオフィスは、登記もしくはワークスペースと会議スペースを契約していること）を有する者とする。
- ③ 効果的な募集を行うため、WEBメディアやSNS等の各種媒体の活用、県内の支援機関、金融機関、大学等との連携、起業プラザひょうごや委託者が有するネットワーク等を最大限活用すること。

イ スタートアップ等が解決策を提案し、実証協力市町等を選定（スタートアップ提案枠）

（ア） 課題解決策提案事業者の公募・選定

- ① 受託者は、課題解決策提案事業者として応募する者（以下「応募者」という。）の公募要項を定めること。
- ② 受託者は、Webページにより公募を行うこと。
- ③ 本事業で作成するWebページの運用・保守に関する費用は委託契約に含める。また、前年度の受託者が作成したWebページを廃止し、新たなWebページを作成する場合、廃止するWebページのドメインは1年間保持するものとし、費用は委託契約に含める。
- ④ 受託者は、本事業の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本事業が終了となる場合には、本事業終了日までに委託者が継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は委託契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。
- ⑤ 応募者は、兵庫県内に拠点（本店、支店のほか、登記されていない営業所や出張所、サテライトオフィス、コワーキングスペース契約等を含む）を有する者とする。但し、バーチャルオフィスは、登記もしくはワークスペースと会議スペースを契約していること）を有する者とする。

- ⑥ 受託者は、必要に応じて、応募者を対象とした説明会を開催すること。また、応募者となりうる者を調査・リスト化し、応募の働きかけを行うこと。効果的な募集を行うため、WEBメディアやSNS等の各種媒体の活用、県内の支援機関、金融機関、大学等との連携、起業プラザひょうごや委託者が有するネットワーク等を最大限活用すること。
- ⑦ 選定にあたり、受託者は、課題提案者同席の下、応募者へヒアリングを実施すること。
- ⑧ 受託者は、最低12課題（単一枠6課題、複合枠2テーマ6課題）と応募者をマッチングさせること。
- ⑨ 応募者の選定過程において、事務局（兵庫県産業労働部新産業課）と十分に情報を共有し選定を進めること。

(イ) 実証協力市町等の公募・選定

- ① 受託者は、Webページにより公募を行うこと。
- ② 実証協力市町等は、県内の自治体を対象とし、1実証提案者に対し、1自治体もしくは複数の自治体とマッチングさせること。
- ③ 受託者は、必要に応じて、実証協力市町を対象とした説明会を開催すること。また、実証協力市町等となりうる者を調査・リスト化し、応募の働きかけを行うこと。効果的な募集を行うため、WEBメディアやSNS等の各種媒体の活用、県内の支援機関、金融機関、大学等との連携、起業プラザひょうごや委託者が有するネットワーク等を最大限活用すること。
- ④ 選定にあたり、受託者は、実証提案事業者同席の下、実証協力市町等へヒアリングを実施すること。
- ⑤ 受託者は、4課題程度（スタートアップ提案枠）を実証協力市町等とマッチングさせること。
- ⑥ 実証協力市町等の選定過程において、事務局（兵庫県産業労働部新産業課）と十分に情報を共有し選定を進めること。
- ⑦ 実証協力市町等とマッチング出来なかった実証提案事業者は、実証提案事業者に確認の上、Webページで公開し、常に県内自治体とマッチング可能な状態にすること。ただし、選定期間後にマッチング出来た場合は、委託者による伴走支援は不要とする。

ウ 実証実験の実施支援

- (ア) 受託者は、応募者とマッチングさせた課題について、課題提案者及び応募者の双方と十分に協議しながら、課題認識の共有を図るとともに、解決可能性、解決に資する技術・製品の想定を踏まえた整理・分析・明確化など課題のブラッシュアップを行うこと。
- (イ) 受託者は、応募者が想定している解決策について、課題提案者が専門知識を有しないことを前提に、分かりやすい説明に努め、課題提案者の理解を得ること。
- (ウ) 受託者は、応募者が計画した実証実験の内容について、応募者と課題提案者の両者が共に納得した内容となるよう、調整を図り、両者の合意を得ること。
- (エ) 実証実験の実施にあたり、住民の合意を必要とする場合には、受託者は課題提案者が行う住民の合意形成に向けた取組を支援すること。
- (オ) 受託者は、実証実験の進捗状況について、3週間に一度、委託者と共有すること。
なお、各実証実験の開始にあたり、事前に、実証スケジュール、目標（定量・定性）、

実証実験後のゴールイメージを設定し、委託者に提示すること。

- (カ) 受託者は、委託者、課題提案者及び応募者と協働して、県内市町への事業効果PRを図るため、課題提案者及び応募者とのマッチング後、課題への取組み計画・方針を内容とする県内市町向けマッチングお披露目会（令和8年8月ごろ）、もしくは、実証実験の進捗及び見通しを内容とする県内市町向け中間報告会（令和8年11月ごろ）を開催し、最終報告会（令和9年3月ごろ）を開催すること。なお、原則起業プラザひょうごで開催することとし、起業プラザひょうごを使用する場合に限り、当該使用料を委託者が別途負担するが、使用に際しては受託者において、直接、施設運営者と調整すること。ただし、本業務履行期間中に受託者及び利用者が、施設や備品等を破損・汚損した場合は、委託者に報告のうえ、原則として受託者が修繕・原状回復を行うこと。
- (キ) 実証実験期間中は、実証の進捗をSNS等により情報発信を行い、各実証実験1回以上実施すること。情報発信方法は、委託者と協議の上、決めるものとする。
また、応募者、課題提案者、実証提案事業者、実証協力市町等が持つ情報発信媒体で広く周知するよう働きかけること。
- (ク) イベントで活用するロールアップバナーを1台作成すること。また、実証実験で使用出来るのぼり旗等、屋内外で使用できる事業アピールにつながる広告物を制作すること。なお、デザインや制作個数については、委託者と協議のうえ、決定する。

エ 実証実験の結果報告等

受託者は、応募者が課題提案者と共に実施した実証実験の結果について、原則令和9年2月28日までに報告すること。

オ 当事業で得られた成果の横展開への支援

受託者は、過去の応募者を含め実証で得られた成果の横展開への支援を実施し、横展開のきっかけを創出すること。なお、横展開先となるターゲットごとに、下表に定める実施要件を満たすイベント等を①～④あわせて年に5回以上実施し、6回以上の提案は加点要素とする。

なお、各イベントの企画内容は、商談件数や商談成立数の増加を目的とすることから、以下の項目に留意すること。

- ・個別商談会（参加事業者3件/回以上は商談実施）を必ず含めること。
- ・開催地域の特長を考慮し各イベントにテーマを必ず設けること。ただし、横展開の支援を受ける事業者が、実証に関する分野への横展開に限定することがないよう、成果や技術等の応用・転用を通じ、横展開対象分野の拡大を図るよう支援すること。
- ・ほか効果的な商談につながる斬新なコンテンツ（除くピッチ、トークセッション、セミナー、個別相談会、展示会出展）の提案は加点要素とする。

また、各イベントの成果指標として、名刺交換数、商談件数（約束数含む。目標件数は130件とする）、見積件数、商談成立数（年度末含む）を、把握することとし、各イベント終了後、速やかに委託者へ報告するものとする。

【表 横展開のターゲットごとの実施要件】

ターゲット	実施回数	想定される対象社数	実施条件
① 県内自治体	1回以上	約40社	・個別商談会（参加事業者3件/回以上）を全イベントに含むこと ・各イベントテーマを設定すること
② 県内民間企業	1回以上		
③ 県外自治体	3回以上		
④ 県外民間企業			

また、横展開の支援を受ける事業者のPR媒体（各社スライド1枚程度）を作成、適宜更新し、Webページへの掲載およびイベントの広報活動に活用し、県内自治体や県内事業者へのイベント参加促進に努めること。

その他、効果的な横展開支援について積極的に提案すること。

なお、支援を行なう事業者は兵庫県内に拠点を有する者のうち、横展開支援を希望する者とするが、年間スケジュールを早期に作成し、全社に参加意向を確認すること。

カ 次年度の課題募集

受託者は、次年度の課題募集に向けて県内市町等へのヒアリングおよび応募の働きかけを行うこととし、8月頃までに、県内市町等を対象とする課題募集説明会及び個別相談会を1回以上実施すること。また、Webページから、常時課題を受付できる体制を構築すること。

キ その他

そのほか、委託者の指示に基づき当事業に関連する調査・取りまとめ等を実施し、当事業の効果を把握し適時改善行なうこと。

6 支払条件等

- (1) 委託者は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。
- (3) 精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回る場合は、精算額により支払金額を確定するものとする。
- (4) 本業務終了後、確定した支払金額を上回る額が既に前金払いされている場合には、超過分を委託者に返還するものとする。

7 業務実施上の留意点

- (1) 受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議のうえ、業務計画書を作成し、業務開始時まで委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること（令和9年4月5日まで）。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委

託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に委託者の承諾を得ること。

- (5) この業務で得られた著作物等の成果物については、委託者に帰属するものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が、業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 成果物納品場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部新産業課 情報・成長産業振興班

電話 078-362-3054

電子メール shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp